

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）について

計画策定の趣旨

- ・人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域である大阪湾においては、昭和 53 年に、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により水質総量削減制度が導入され、これまで 5 年ごとに 7 次にわたり水質総量削減を実施しています。
- ・本計画は、平成 28 年 9 月に策定された国の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（瀬戸内海）」に基づき、大阪府における汚濁負荷量の削減目標量や、その達成のための方途等について定めるものです。

削減目標量

平成 31 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量を、国の総量削減基本方針に基づき、次のとおり定めています。

(トン/日)

	化学的酸素要求量		窒素含有量		りん含有量	
	削減目標量	(参考)平成 26 年度実績	削減目標量	(参考)平成 26 年度実績	削減目標量	(参考)平成 26 年度実績
生活排水	3 6	3 9	2 8	2 9	1 . 7	1 . 8
産業排水	6	6	6	6	0 . 4	0 . 4
その他	4	4	1 4	1 4	0 . 8	0 . 8
合計	4 6	4 9	4 8	4 9	2 . 9	3 . 0

削減目標量の達成のための方途

大阪湾における窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁を解消することを目途として施策を推進することとし、

- ・汚濁負荷量全体に占める生活雑排水による汚濁負荷量の割合が高いことを踏まえた、下水道の整備の推進や接続の促進、合併処理浄化槽の普及の促進等の生活排水対策の重点的な推進
- ・工場・事業場からの汚濁負荷量の削減指導等の産業排水対策の推進など、削減目標量の達成を図るための方途を示しています。

その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」（平成 28 年 10 月策定）に掲げる施策を踏まえ、

- ・藻場、干潟等の保全、再生及び創出
 - ・生物による水質浄化機能の向上等
 - ・底質環境の改善に向けた取組の推進
- など、その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項を示しています。